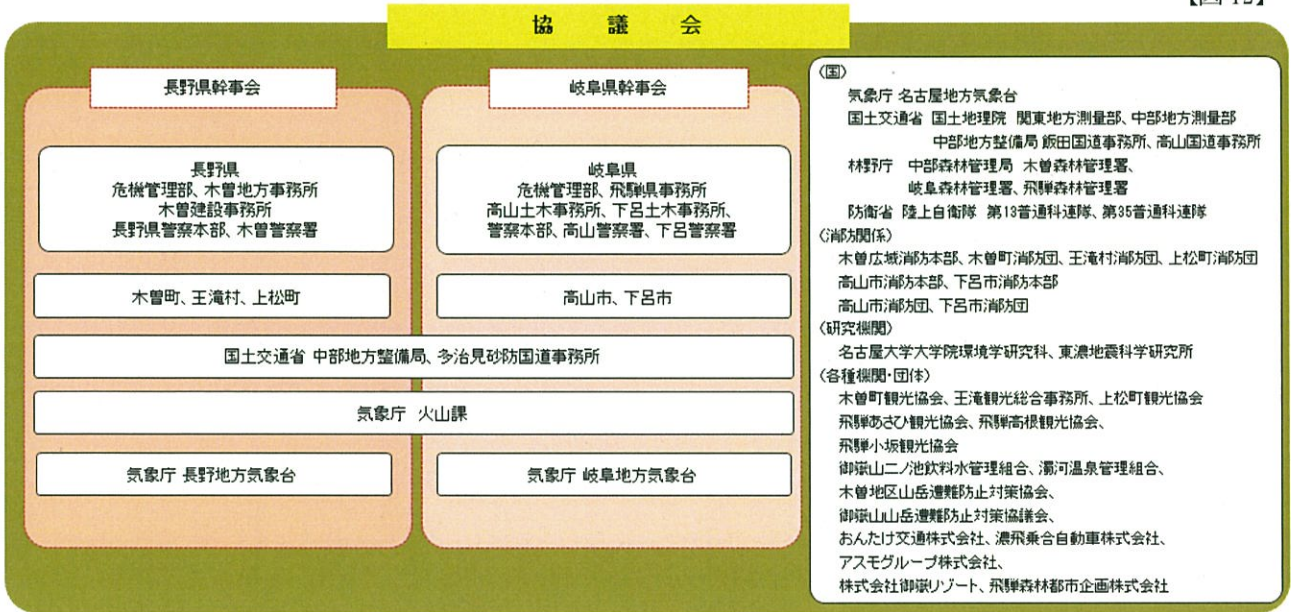


5. 協議会及び各機関の役割

(1) 協議会の役割

【図 12】



- ① 噴火シナリオの見直しに関する協議
- ② 火山ハザードマップの見直しに関する協議
- ③ 噴火警戒レベルの見直しに関する協議
- ④ 具体的な避難計画の見直しに関する協議
- ⑤ 登山者・観光客等への情報発信方策に関する協議
- ⑥ 避難手段や避難経路の迅速な確保方策に関する協議
- ⑦ 情報伝達の充実方策に関する協議
- ⑧ 火山活動情報の収集・提供に関する協議
- ⑨ 安全な避難行動に関する取組に関する協議
- ⑩ 避難施設の整備等に関する協議
- ⑪ 定期的な防災訓練に関する協議
- ⑫ 市町村域を超えた連携が必要となる防災対応や、救助部隊の活動基準の策定・運用等に関する協議
- ⑬ 関係者と連携した取組に関する協議
- ⑭ 御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会との連携

噴火に起因する土砂災害を軽減するため、緊急時対策を迅速かつ効果的に実施するとともに、平常時からの準備事項を定めるための「御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を検討するために設置された御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会と情報共有を図る。

また、噴火に起因する土砂災害を軽減することについて、御嶽山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討会等と連携、調整を図るものとする。

(2) 平常時における各機関の役割

火山現象がみられない時における各機関の主な役割については、【表 12】のとおりとする。

【表 12】

長野県	岐阜県	主な役割
気象庁火山課		・火山活動の監視・観測 ・ホームページ等による各種火山情報の提供
気象庁名古屋地方気象台		・各種火山情報等の提供・解説
気象庁長野地方気象台	気象庁岐阜地方気象台	・防災知識の普及・啓発
国土交通省国土地理院関東地方測量部	国土交通省国土地理院中部地方測量部	・地殻変動の監視
国土交通省中部地方整備局		・土砂災害に関する火山ハザードマップの見直しへの支援
国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所		・土砂災害に対する調査・対策
国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所	国土交通省中部地方整備局高山国道事務所	・直轄国道の交通規制・道路啓開・降灰除去のための体制・機器整備
林野庁中部森林管理局木曾森林管理署	林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署 林野庁中部森林管理局飛騨森林管理署	・管理区域の状況把握・対応
防衛省陸上自衛隊第13普通科連隊	防衛省陸上自衛隊第35普通科連隊	・救助体制の整備等
長野県	岐阜県	・情報集約 ・登山計画書（登山届）の提出促進 ・防災知識の普及・啓発 ・土砂災害に対する調査・対策
木曾町 王滝村 上松町	高山市 下呂市	・住民・登山者・観光客等への情報提供等 （ホームページ、チラシ、看板等） ・防災知識の普及・啓発 ・火山防災マップの作成・周知
長野県警察本部 木曾警察署	岐阜県警察本部 高山警察署 下呂警察署	・救助体制の整備等
木曾広域消防本部	高山市消防本部 下呂市消防本部	・救助体制の整備等
木曾町消防団 王滝村消防団 上松町消防団	高山市消防団 下呂市消防団	・救助体制の整備等
木曾町観光協会 王滝観光総合事務所 上松町観光協会	飛騨あさひ観光協会 飛騨高根観光協会 飛騨小坂観光協会	・観光客等への情報提供
	濁河温泉管理組合	・宿泊客等への情報提供
御嶽山二ノ池飲料水管理組合		・山小屋関係者との協力・連携
木曾地区山岳遭難防止対策協会	御嶽山山岳遭難防止対策協議会	・登山計画書（登山届）の回収
おんたけ交通株式会社	濃飛乗合自動車株式会社	・利用客等への情報提供
アスモグループ株式会社 株式会社御嶽リゾート	飛騨森林都市企画株式会社	・防災訓練の実施
国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究所 山岡 耕春 教授 公益財団法人地震予知総合研究振興会東濃地震科学研究所 木股 文昭 副首席主任研究員		・火山活動の分析・評価 ・協議会への助言

(3) 火山現象発生時における各機関の役割

火山現象が発生した時における各機関の主な役割については、【表 13】のとおりとする。

【表 13】

長野県	岐阜県	主な役割
気象庁火山課		<ul style="list-style-type: none"> 火山活動の監視・観測 機動調査観測の実施 噴火警報等の発表・解説 ホームページ等による各種火山情報の提供 報道機関対応
気象庁名古屋地方気象台		<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報等の伝達・解説 気象支援資料の提供 報道機関対応
気象庁長野地方気象台	気象庁岐阜地方気象台	
国土交通省国土地理院関東地方測量部	国土交通省国土地理院中部地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> 地殻変動の監視 災害時等における地理空間情報の整備・提供
国土交通省中部地方整備局		<ul style="list-style-type: none"> TEC-FORCEによる自治体に対する技術的な支援 土砂災害に対する調査・情報提供、緊急ハード・ソフト対策 土砂災害防止法に基づく緊急調査
国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所		<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害に対する調査・情報提供、緊急ハード・ソフト対策
国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所	国土交通省中部地方整備局高山国道事務所	<ul style="list-style-type: none"> 直轄国道の交通規制・道路啓開・降灰除去
林野庁中部森林管理局木曾森林管理署	林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署 林野庁中部森林管理局飛騨森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域の状況把握・対応
防衛省陸上自衛隊第13普通科連隊	防衛省陸上自衛隊第35普通科連隊	<ul style="list-style-type: none"> 人命救助・その他救助に関する活動
長野県	岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> 情報集約 関係機関への情報提供 通行規制(道路の規制) 自衛隊への派遣要請 応急・緊急対策工事 報道機関対応
木曾町 王滝村 上松町	高山市 下呂市	<ul style="list-style-type: none"> 警戒区域の設定 入山規制(登山道や道路の規制) 住民・登山者・観光客への情報提供(広報) 報道機関対応 避難勧告・指示等の発令(判断) 避難所等の開設
長野県警察本部 木曾警察署	岐阜県警察本部 高山警察署 下呂警察署	<ul style="list-style-type: none"> 人命救助・その他救助に関する活動 避難誘導・搬送
木曾広域消防本部	高山市消防本部 下呂市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 人命救助・その他救助に関する活動 避難誘導・搬送
木曾町消防団 王滝村消防団 上松町消防団	高山市消防団 下呂市消防団	<ul style="list-style-type: none"> 人命救助・その他救助に関する活動 避難支援
木曾町観光協会 王滝観光総合事務所 上松町観光協会	飛騨あさひ観光協会 飛騨高根観光協会 飛騨小坂観光協会	<ul style="list-style-type: none"> 観光施設・観光客等への噴火警報(噴火警戒レベル)等の周知 立入規制等の周知
	濁河温泉管理組合	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊客の避難誘導
御嶽山二ノ池飲料水管理組合		<ul style="list-style-type: none"> 山小屋関係者との協力・連携
木曾地区山岳遭難防止対策協会	御嶽山山岳遭難防止対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> 登山計画書(登山届)の回収
おんたけ交通株式会社	濃飛乗合自動車株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 避難・搬送協力
アスモグループ株式会社 株式会社御嶽リゾート	飛騨森林都市企画株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の避難誘導
国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究所 山岡 耕春 教授 公益財団法人地震予知総合研究振興会東濃地震科学研究所 木股 文昭 副首席主任研究員		<ul style="list-style-type: none"> 火山活動の分析・評価 協議会への助言

6. 両県の防災体制

■長野県

【表 14】

レベル	体 制	
	長野県	木曾町
レベル1 [活火山であることに留意]	【通常体制】 ・何らかの異常現象が発生した場合（群発地震、火山性微動の発生、住民からの通報など） ・気象庁から臨時の「火山の状況に関する解説情報」が発表されたとき ○本庁：人員増強 ○木曾地方事務所：状況により参集	【通常体制】 ・何らかの異常現象が発生した場合（群発地震、火山性微動の発生、住民からの通報など） ・気象庁から臨時の「火山の状況に関する解説情報」が発表されたとき ○総務課：防災担当職員 ○開田支所：防災担当職員 ○三岳支所：防災担当職員
レベル2 [火口周辺規制]	【準備体制】 ○本庁：危機管理部職員等 ○木曾地方事務所：防災担当	【準備体制】 ○総務課：全職員 ○開田支所：総務住民課全職員 ○三岳支所：総務住民課全職員
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・市町村からの情報収集 ・報道機関への情報提供	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・火口周辺規制の実施 ・住民観光施設等への広報
レベル3 [入山規制]	【警戒体制】 ○火山災害警戒本部設置 ○木曾地方事務所：防災担当	【警戒体制】 ○総務課：全職員 ○開田支所：総務住民課全職員 ○三岳支所：総務住民課全職員
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・市町村からの情報収集 ・報道機関への情報提供	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・入山規制の実施 ・観光客等の避難誘導 ・住民、観光施設等への広報 ・避難所開設準備
レベル4 [避難準備]	【非常体制】 ○災害対策本部設置 ○災害対策本部木曾地方部設置 ○現地災害対策本部設置 (全庁体制)	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置 ○火山災害現地対策本部設置(開田支所及び三岳支所全身体制)
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・市町村からの情報収集 ・報道機関への情報提供	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・避難準備情報の発令(要配慮者避難) ・避難所運営 ・住民、観光施設等への広報
レベル5 [避難]	【非常体制】 ○災害対策本部設置 ○災害対策本部木曾地方部設置 ○現地対策本部設置 (全庁体制)	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置 ○火山災害現地対策本部設置(開田支所及び三岳支所全身体制)
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・市町村からの情報収集 ・報道機関への情報提供	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・避難勧告の発令(住民避難) ・避難所運営 ・避難者誘導

【表 14】

レベル	体 制	
	王滝村	上松町
レベル1 [活火山であることに留意]	【通常体制】 ・何らかの異常現象が発生した場合（群発地震、火山性微動の発生、住民からの通報など） ・気象庁から臨時の「火山の状況に関する解説情報」が発表されたとき ○総務課：防災担当職員	【通常体制】 ・気象庁から臨時の「火山の状況に関する解説情報」が発表されたとき ○防災担当職員は状況により参集
レベル2 [火口周辺規制]	【準備体制】 ○総務課全職員及び関係職員	【準備体制】 ○総務課長、防災担当職員
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・火口周辺規制の実施 ・住民観光施設等への広報	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集
レベル3 [入山規制]	【警戒体制】 ○総務課全職員及び関係職員	【警戒体制】 ○総務課長、防災担当職員 ○関係職員は状況により参集
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・入山規制の実施 ・観光客等の避難誘導 ・住民、観光施設等への広報 ・避難所開設準備	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・住民、観光施設等への広報
レベル4 [避難準備]	【非常体制】 ○火山災害警戒本部設置	【非常体制】 ○火山災害警戒本部設置
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・避難準備情報の発令（要配慮者避難） ・避難所運営 ・住民、観光施設等への広報	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・融雪型火山泥流に対する噴火情報が発表された旨を住民、観光施設等へ広報 ・噴火が発生した場合、警戒区域パトロール実施
レベル5 [避難]	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置	【非常体制】 ○火山災害対策本部設置
	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・避難勧告の発令（住民避難） ・避難所運営 ・避難者誘導	・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・融雪型火山泥流に対する噴火情報が発表された旨を住民、観光施設等へ広報 ・噴火が発生した場合、警戒区域パトロール実施

レベル	体制		
	岐阜県	高山市	下呂市
レベル1 【活火山であることに留意】	<p>【通常体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何らかの異常現象が発生した場合（群発地震、火山性微動の発生、住民からの通報など） ・気象庁から臨時の「火山の状況に関する解説情報」が発表されたとき ○本庁：人員増強 ○飛騨県事務所：状況により参集 	<p>【通常体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何らかの異常現象が発生した場合は【準備体制】へ移行 	<p>【通常体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁から臨時の「火山の状況に関する解説情報」が発表されたとき ○状況により参集
レベル2 【火口周辺規制】	<p>【準備体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本庁：危機管理部職員等 ○飛騨県事務所：防災担当 	<p>【準備体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機管理室：防災担当等 ○朝日・高根支所：防災担当等 	<p>【準備体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災情報課：2名 ○小坂地域振興課：2名（休日夜間は宿・日直対応）
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・市町村からの情報収集 ・報道機関への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・火口周辺規制の実施 ・住民観光施設等への広報 	
レベル3 【入山規制】	<p>【警戒体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火山災害警戒本部設置 ○火山災害警戒本部飛騨支部設置 ○現地警戒本部設置（各部署から必要な要員招集） 	<p>【警戒体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火山災害警戒本部設置 ○危機管理室：全職員 ○朝日・高根支所：全職員（各部署から必要な要員招集） 	<p>【警戒体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火山災害警戒本部設置 ○総務部：全職員 ○小坂地域振興課：全職員 ○各部署：動員マニュアルに基づく職員
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・市町村からの情報収集 ・報道機関への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・入山規制の実施 ・観光客等の避難誘導 ・住民、観光施設等への広報 ・避難所開設準備 	
レベル4 【避難準備】	<p>【非常体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部設置 ○災害対策本部飛騨支部設置 ○現地災害対策本部設置（全庁体制） 	<p>【非常体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火山災害対策本部設置 ○火山災害現地対策本部設置（全庁体制） 	<p>【非常体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火山災害対策本部設置 ○総務部：全職員 ○小坂地域振興課：全職員 ○各部署：動員マニュアルに基づく職員
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・市町村からの情報収集 ・報道機関への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・避難準備情報の発令（要配慮者避難） ・避難所運営 ・住民、観光施設等への広報 	
レベル5 【避難】	<p>【非常体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部設置 ○災害対策本部飛騨支部設置 ○現地災害対策本部設置（全庁体制） 	<p>【非常体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火山災害対策本部設置 ○火山災害現地対策本部設置（全庁体制） 	<p>【非常体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火山災害対策本部設置 ○総務部：全職員 ○小坂地域振興課：全職員 ○各部署：動員マニュアルに基づく職員
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・市町村からの情報収集 ・報道機関への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報共有 ・気象庁、気象台からの情報収集 ・報道機関への情報提供 ・避難勧告の発令（住民避難） ・避難所運営 ・避難者誘導 	

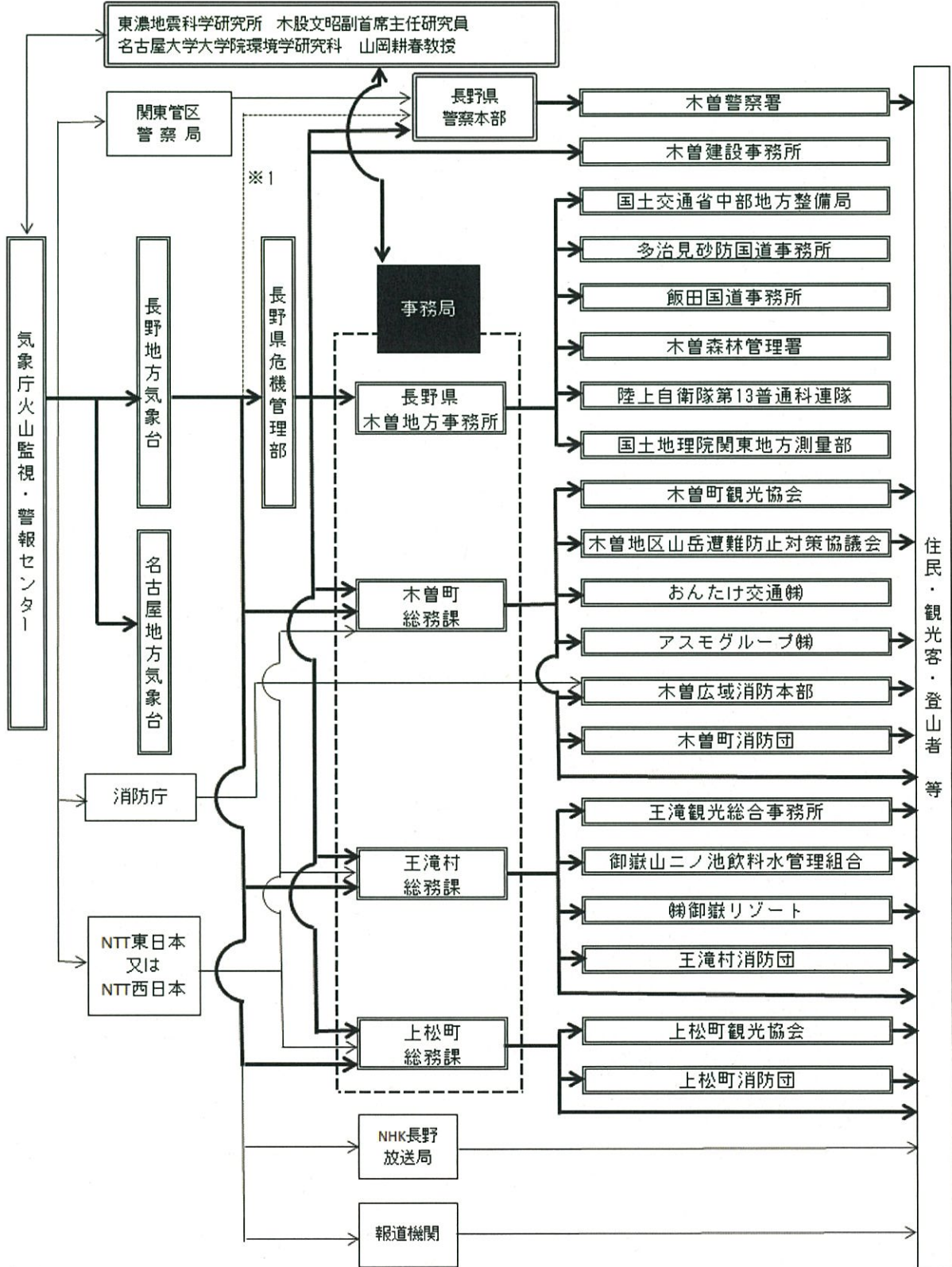
7. 情報連絡体制

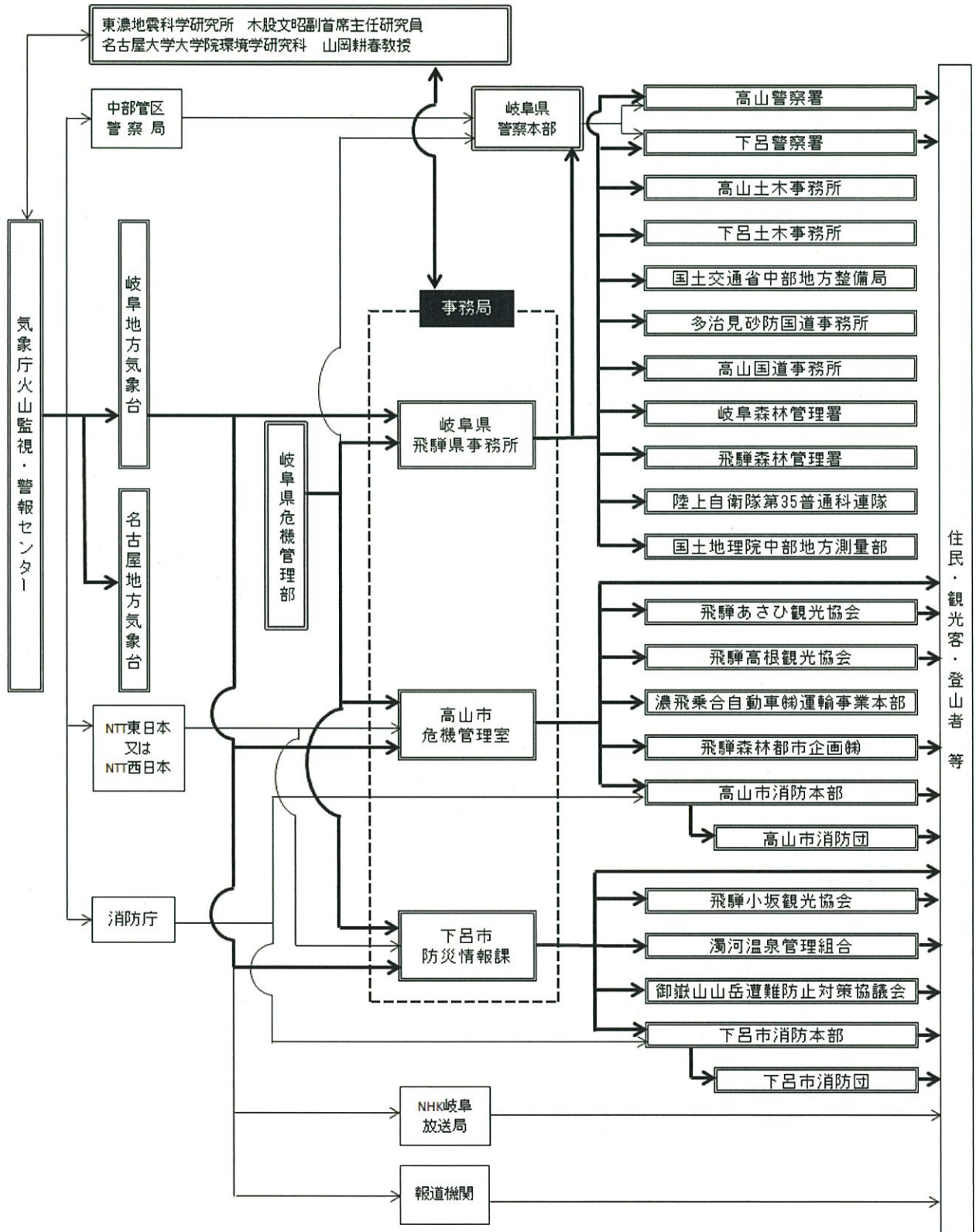
(1) 噴火警報・予報等の情報伝達

御嶽山に関する噴火警報・予報等の火山情報は、【図13】、【図14】の体制により、伝達を行う。

(長野県側)

【図13】





注) 二重枠で囲われている機関は協議会構成機関
太線は協議会で定めた情報連絡体制

(2) 情報伝達手段の強化

国・県・市町村は、登山者等への火山情報の伝達をより確実にするため、防災行政無線、緊急速報メール等を用いた情報伝達、また、登山口等における火山情報の掲示、山小屋や観光施設等の管理人等を介した情報伝達、ホームページによる情報発信など、情報伝達手段の多様化を図る。

また、スマートフォン等の携帯端末を活用した情報伝達の充実のため、関係する通信事業者等と連携し、緊急速報メールの活用や、電波通信状況を改善するよう努める。さらに、登山者や観光客等が事前に電波通信状況を把握できるよう、通信事業者等が作成している電波通信可能エリアマップをホームページ等で周知するよう努める。

(3) 住民への情報伝達

① 平常時の情報伝達

国・県・市町村は、各種広報媒体を活用し、御嶽山が活火山であることや火山活動の状況などの情報を掲示し、啓発に努める。市町村は特に、避難対象地域内の住民に対し、噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達方法について、十分な周知に努める。

② 緊急性の高い情報の伝達

火山活動は時間経過とともに変化し、噴火に伴う現象も多岐に及ぶことから、各段階に応じた情報を、確実かつ迅速に伝達・広報し、今後の見通しなどもできる限り広報することが重要となる。市町村は特に、避難等に係る緊急性の高い情報については、防災行政無線をはじめ、あらゆる手段を用いて、対象となる地域住民に確実に伝達する。

(4) 避難行動要支援者への情報伝達

避難行動要支援者は、避難等の行動において、即時に対応することが困難なため、一般住民より早めに情報を伝達することが重要となる。市町村は、御嶽山周辺に位置する社会福祉施設等の要配慮者施設に対して、確実に情報を伝達する。

また、在宅の要配慮者に対しては、広報車や防災行政無線による情報伝達だけでは、十分に伝わらないことが想定されるため、市町村は、自主防災組織等による個別の情報伝達や障がいの内容に応じた情報伝達媒体を活用するなど情報伝達の支援を図る。

(5) 登山者への情報伝達

① 平常時の情報伝達

国・県・市町村は、各種広報媒体の活用のほか、観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光関係団体（観光協会等）、交通事業者等の協力を得て、観光施設、宿泊施設、主要な駅等において、御嶽山が活火山であることや火山活動の状況などの情報を掲示するとともに、併せて、各登山口等で火山防災マップ等を配布し、啓発に努める。

② 緊急性の高い情報の伝達

市町村は、緊急速報メール（エリアメール）、防災行政無線又はその他の手段により直接、あるいは山小屋関係者等を通じて、登山者へ危険区域内からの下山及び入山の禁止又は自粛を伝達する。

また、市町村は、予め定めた計画に基づき、災害対策基本法第63条第1項による警戒区域を設定し、規制ロープ、標識等により規制の周知を図る。

国・県・市町村は、各種広報媒体の活用のほか、観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光関係団体（観光協会等）、交通事業者等の協力を得て、観光施設、宿泊施設、主要な駅等において、噴火警報等の情報を広報し、周知を図る。

(6) 観光客への情報伝達

① 平常時の情報伝達

国・県・市町村は、各種広報媒体の活用のほか、観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光関係団体（観光協会等）、交通事業者等の協力を得て、観光施設、宿泊施設、主要な駅等において、御嶽山が活火山であることや火山活動の状況などの情報を掲示するとともに火山防災マップ等を配布し、啓発に努める。

② 緊急性の高い情報の伝達

市町村は、緊急速報メール（エリアメール）、防災行政無線又はその他の手段により警戒が必要な範囲内の観光客に対し、迅速に情報を伝達する。その際、地理に不案内な外国人観光客への配慮にも努める。

国・県・市町村は、各種広報媒体の活用のほか、観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光関係団体（観光協会等）、旅行代理店、交通事業者等の協力を得て、観光施設、宿泊施設、主要な駅等において、噴火警報の情報を広報し、周知を図る。

<住民・登山者・観光客への情報周知箇所>

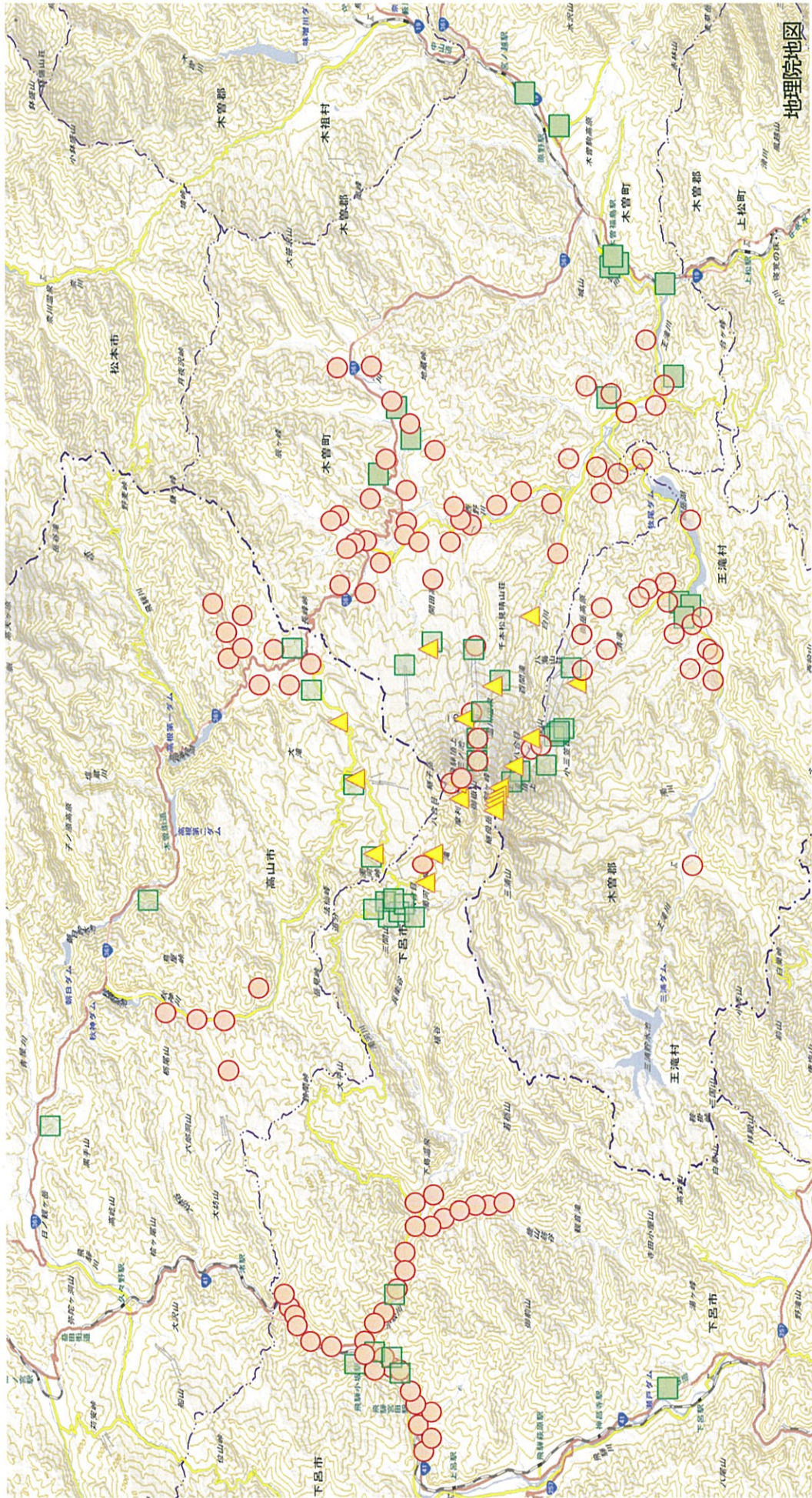
【表 15】

区分	施設名	所在地	備考
開田口登山道	開田登山口	木曾町	規制予告看板
黒沢口登山道	不易の滝入口	〃	規制予告看板
	御岳ロープウェイ飯森高原駅	〃	規制予告看板
	中の湯駐車場（登山口）	〃	規制予告看板
	行場山荘	〃	規制予告看板
	女人堂	〃	規制予告看板
	石室山荘	〃	規制予告看板
	二ノ池本館	〃	規制予告看板
	御嶽頂上山荘	〃	規制予告看板
	剣ヶ峰祈祷所	〃	規制予告看板
王滝口登山道	田の原登山道入口	王滝村	規制予告看板
	八・九合目避難小屋	〃	規制予告看板
	王滝頂上山荘	〃	規制予告看板
	御嶽神社頂上社務所	〃	規制予告看板
	御嶽剣ヶ峰山荘	〃	規制予告看板
日和田口登山道	日和田登山口	高山市	規制予告看板
チャオ御岳スキー場口登山道	チャオ御岳スノーリゾート	〃	規制予告看板
胡桃島キャンプ場口登山道	胡桃島キャンプ場口	〃	規制予告看板
小坂口登山道	小坂登山道入口	下呂市	規制予告看板
	五の池小屋	〃	規制予告看板

区 分	施 設 名	所在地	備 考
その他	御岳ロープウェイ	木曾町	
	開田高原マイアスキー場	〃	
	彩菜館	〃	
	道の駅三岳	〃	
	道の駅日義木曾駒高原「ささりんどう館」	〃	
	道の駅木曾福島「木曾市場」	〃	
	田の原観光センター	王滝村	
	田の原山荘	〃	
	田の原遥拝所	〃	
	田の原社務所	〃	
	田の原トイレ	〃	
	八海山	〃	規制予告看板
	おんたけ 2240 スキー場	〃	
	飛騨高山御嶽トレーニングセンター	高山市	
	日和田高原ロッジ・キャンプ場	〃	
	道の駅ひだ朝日	〃	
	道の駅飛騨たかね工房	〃	
	濁河温泉	下呂市	
	濁河温泉高原スポレクセンター	〃	
	道の駅南飛騨小坂「はなもも」	〃	
	観光協会、観光案内所	木曾町、王滝村、高山市、下呂市	
	市役所・町村役場・支所	〃	
	JR 駅	木曾町、下呂市	
コンビニエンスストア	〃		
ガソリンスタンド	木曾町、王滝村、高山市、下呂市		

< 情報周知箇所位置 >

【図15】



- <凡 例>
- チャリンコホースター設置
 - 看板設置
 - 放送設備

8. 住民・登山者・観光客の避難計画

(1) 住民への対応

①住民避難の考え方

(a) 避難対象地域

「御嶽山火山ハザードマップ (H27)」(以下「ハザードマップ」という。)により、火砕流(火砕サージ)・融雪型火山泥流の影響が及ぶ可能性がある範囲を「警戒が必要な範囲」として、避難対象地域としている。

なお、避難対象地域は地域のコミュニティを重視した地区単位で設定している。

噴火時に実際に「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」を発令する地区は、噴火活動の状況により、次のとおり指定する。

(ア) 噴火現象の影響範囲が特定され、噴火警戒レベルが4(避難準備)に引き上げられた場合

→ 噴火の影響が想定される地域に「避難準備情報」を発令する。

(イ) 噴火現象の影響範囲が特定されていない状況で、噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合

→ ハザードマップで示されている「警戒が必要な範囲」の全域に「避難準備情報」を発令する。

→ 噴火現象の影響範囲が絞られた段階で、発令地区を縮小する。

(ウ) 噴火現象の影響範囲が特定され、噴火警戒レベルが5(避難)に引き上げられた場合

→ 噴火の影響が想定される地域に「避難勧告」又は「避難指示」を発令する。

(エ) 噴火現象の影響範囲が特定されていない状況で、噴火警戒レベルが5(避難)に引き上げられた場合

→ ハザードマップで示されている「警戒が必要な範囲」の全域に「避難勧告」又は「避難指示」を発令する。

→ 噴火現象の影響範囲が絞られた段階で、発令地区を縮小する

(b) 一時集合場所・避難所

避難対象者が噴火現象から、一時的に身の安全を確保する場所及び避難行動要支援者等の避難の際に拠点となる場所を「一時集合場所」とする。

避難対象者が、避難生活を送るため、一定期間滞在する場所を「避難所」とする。

なお、原則として一時集合場所、避難所いずれも「警戒が必要な範囲」の外に設定するものとする。

(c) 留意事項

住民の避難にあたっては以下のことにも留意する。

・人命を最優先に考え「警戒が必要な範囲」内の住民はただちに、地区内の一時集合場所等「警戒が必要な範囲」の外へ避難させる。

・「警戒が必要な範囲」を通っての避難においては、既に噴火が発生している場合等、避難をすることでかえって被災する場合もあることから、火山活動の状況に細心の注意を払う。特に夜間等、視界が不良の場合には、火山活動の状況の把握が困難であることから、一時集合場所での待機や川筋から離れた施設・住宅への一時避難等、安全な場所に留まらせることも考慮する。

【降灰後の土石流への対応】

降雨時には降灰後の土石流への警戒が必要となる場合がある。市町村は、避難勧告等の発令にあたっては、降灰後の土石流への「警戒が必要な範囲(土石流危険渓流の土石流危険区域または土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域の範囲等)」にも留意する必要がある。

なお、噴火により火山灰が1cm以上堆積した場合には、国土交通省による緊急調査(土砂災害防止法第29条)に基づき、降灰後の土石流への「警戒が必要な範囲」が県・市町村に通知される。

(非積雪期)

【表 16】

市町村	ブロック名	避難対象地区	現象
木曾町（開田）	開田高原保健休養地	開田高原保健休養地	火砕流
木曾町（三岳）	三岳 B	屋敷野	火砕流
下呂市（小坂町）		落合（濁河温泉地域のみ）	火砕流

(積雪期)

【表 17】

市町村	ブロック名	避難対象地区	現象	
木曾町（開田）	開田地区	下ノ原	融雪型火山泥流	
		旭ヶ丘・池の越	融雪型火山泥流	
		柳又	融雪型火山泥流	
		管沢	融雪型火山泥流	
		床並	融雪型火山泥流	
	開田高原保健休養地	開田高原保健休養地	火砕流・融雪型火山泥流	
木曾町（三岳）	三岳 B	屋敷野	火砕流・融雪型火山泥流	
	三岳 C	荻ノ島	融雪型火山泥流	
		棚山	融雪型火山泥流	
		大島	融雪型火山泥流	
		下殿	融雪型火山泥流	
	三岳 E	桑原	融雪型火山泥流	
		沢渡	融雪型火山泥流	
		橋渡	融雪型火山泥流	
		黒田	融雪型火山泥流	
	日向	日向	融雪型火山泥流	
王滝村		野口地区	瀬戸・池の越・野口・幕島	融雪型火山泥流
		九蔵地区	尾島・日向・九蔵中越・日陰	融雪型火山泥流
	中越地区	中越・田島	融雪型火山泥流	
高山市（朝日町）	秋神川沿い集落	一之宿	融雪型火山泥流	
		桑之島	融雪型火山泥流	
		西洞	融雪型火山泥流	
		宮之前	融雪型火山泥流	
		胡桃島	融雪型火山泥流	
下呂市（小坂町）		落合	火砕流・融雪型火山泥流	
		赤沼田	融雪型火山泥流	
		長瀬	融雪型火山泥流	
		小坂町	融雪型火山泥流	
		坂下	融雪型火山泥流	
		大島	融雪型火山泥流	

③各地区の避難体制

(非積雪期)

【表 18】

市町村	ブロック名	避難対象地区	一時集合場所	避難ルート	避難先		福祉避難所	
					施設名	収容力	施設名	収容力
木曾町 (開田)	開田高原保健休養地	開田高原保健休養地	下条生活改善センター	県道 20→国道 361	開田小学校 開田中学校	1000	開田母子健康センター	80
木曾町 (三岳)	三岳 B	屋敷野	中部分館	県道 473→県道 20→国道 19	木曾福島保健センター	130	老人憩の家	30
下呂市 (小坂町)		落合 (濁河温泉地域のみ)		県道 435→県道 441→県道 437・ 441	小坂中学校	1030	やすらぎセンター四美	115

(積雪期)

【表 19】

市町村	ブロック名	避難対象地区	一時集合場所	避難ルート	避難先		福祉避難所		
					施設名	収容力	施設名	収容力	
木曾町 (三岳)	開田高原保健休養地	下ノ原	開田高原体育館	県道 20→国道 361	開田小学校 開田中学校	1000	開田母子健康センター	80	
		旭ヶ丘・池の越	下条生活改善センター	県道 20→国道 361					
		柳又		県道 20→国道 361					
		管沢		県道 473→県道 20→国道 361					
		床並		県道 20→国道 361					
		開田高原保健休養地		県道 20→国道 361					
木曾町 (三岳)	三岳 B	屋敷野	中部分館	県道 473→県道 20→国道 19	木曾福島保健センター	130	老人憩の家	30	
		萩ノ島	中部分館	県道 20→国道 19	中島集会所	130	木曾福島高齢者生活福 祉センター	50	
		榎山	太陽の丘公園・中部分館	県道 20→国道 19	木曾福島郵便局				
		大島	三岳中学校	県道 20→国道 19	旧木曾山林高等学校	860			
		下殿							
		桑原	桑原集会所	県道 20→国道 19	福島中学校	770			
王滝村	野口地区	沢渡	三尾分館	県道 20→国道 19					
		橋渡		県道 20→国道 19					
		黒田	道の駅三岳	県道 20→国道 19					
		日向	日向生活改善センター	県道 20→国道 19					
		瀬戸	高台(山側)に避難	県道 486→(村道 29→村道 44→ 村道 42→村道 64→県道 486→) 県道 256	王滝小中学校体育館	100			
		池の越	高台(山側)に避難						
	野口	野口区公民館若しくは高台(山側) に避難	県道 486→(村道 29→村道 44→ 村道 42→村道 64→県道 486→) 県道 256						
								保健福祉センター	320

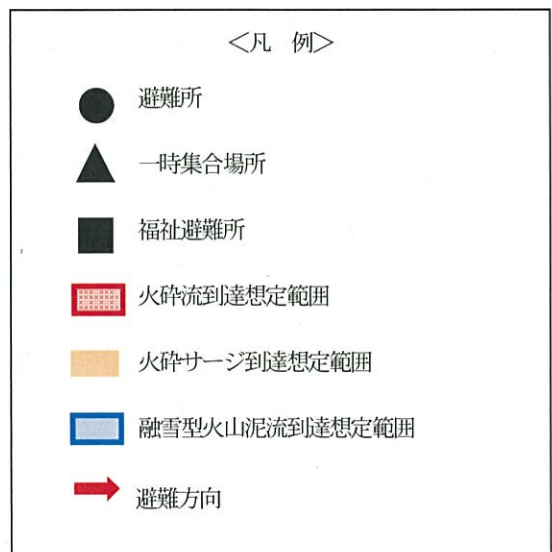
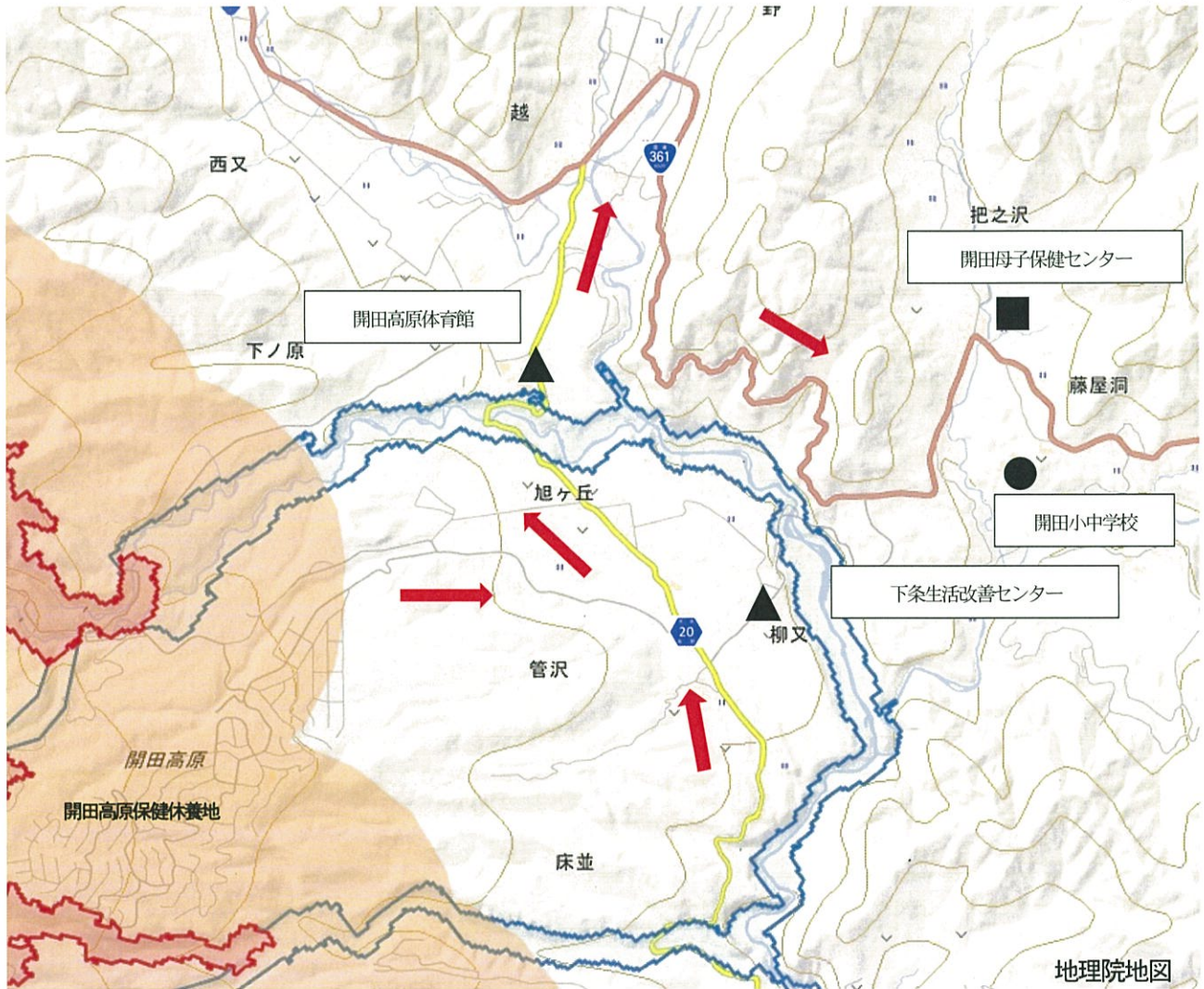
市町村	ブロック名	避難対象地区	一時集合場所	避難ルート	避難先		福祉避難所	
					施設名	収容力	施設名	収容力
王滝村	野口地区	幕島	※避難先(王滝小中学校)に移動 九蔵区集会施設	県道486→県道256 村道42→村道64→県道486→ 県道256	王滝小中学校体育館	保健福祉センター	320	
	中越地区	中越	※避難先(王滝小中学校)に移動	村道1・村道68・県道486→ 県道256				
					高山市 (朝日町)	秋神川沿い集落	田島	高台(山側)に避難
一之宿	上西洞公民館	県道435→国道361						
			桑之島	西洞	宮之前	胡桃島	県道441→県道437・441→国道41	萩原北中学校
下呂市 (小坂町)	落合	落合公民館						
			長瀬	森林組合跡地	小坂小学校	市道小坂町大垣内線→国道41	宮田小学校	萩原南中学校
坂下	ローソン小坂店	国道41→県道88						
			大島	小坂診療所駐車場	県道88	あさぎり体育館	800	

※一時集合場所から避難先への避難に当たっては、火山の活動状況に留意して移動する。

<御嶽山噴火時の避難ルート図（木曾町開田高原）>

下ノ原地区、旭ヶ丘・池の越地区、柳又地区、管沢地区、床並地区⇒
 下条生活改善センター⇒（県道 20 号線⇒国道 361 号）⇒開田小中学校
 開田高原保健休養地⇒開田高原体育館⇒（県道 20 号線⇒国道 361 号）⇒開田小中学校

【図 16】



<御嶽山噴火時の避難ルート図（木曾町三岳）>

屋敷野地区⇒中部分館⇒（県道 473 号線⇒県道 20 号線⇒国道 19 号）⇒木曾福島保健センター

荻ノ島地区⇒中部分館⇒（県道 20 号線⇒国道 19 号）⇒中島集会所・木曾福島郵便局

棚山地区⇒太陽の丘公園・中部分館⇒（県道 20 号線⇒国道 19 号）⇒中島集会所・木曾福島郵便局

大島地区、下殿地区⇒三岳中学校⇒（県道 20 号線⇒国道 19 号）⇒旧木曾山林高等学校

桑原地区⇒桑原集会場⇒（県道 20 号線⇒国道 19 号）⇒福島中学校

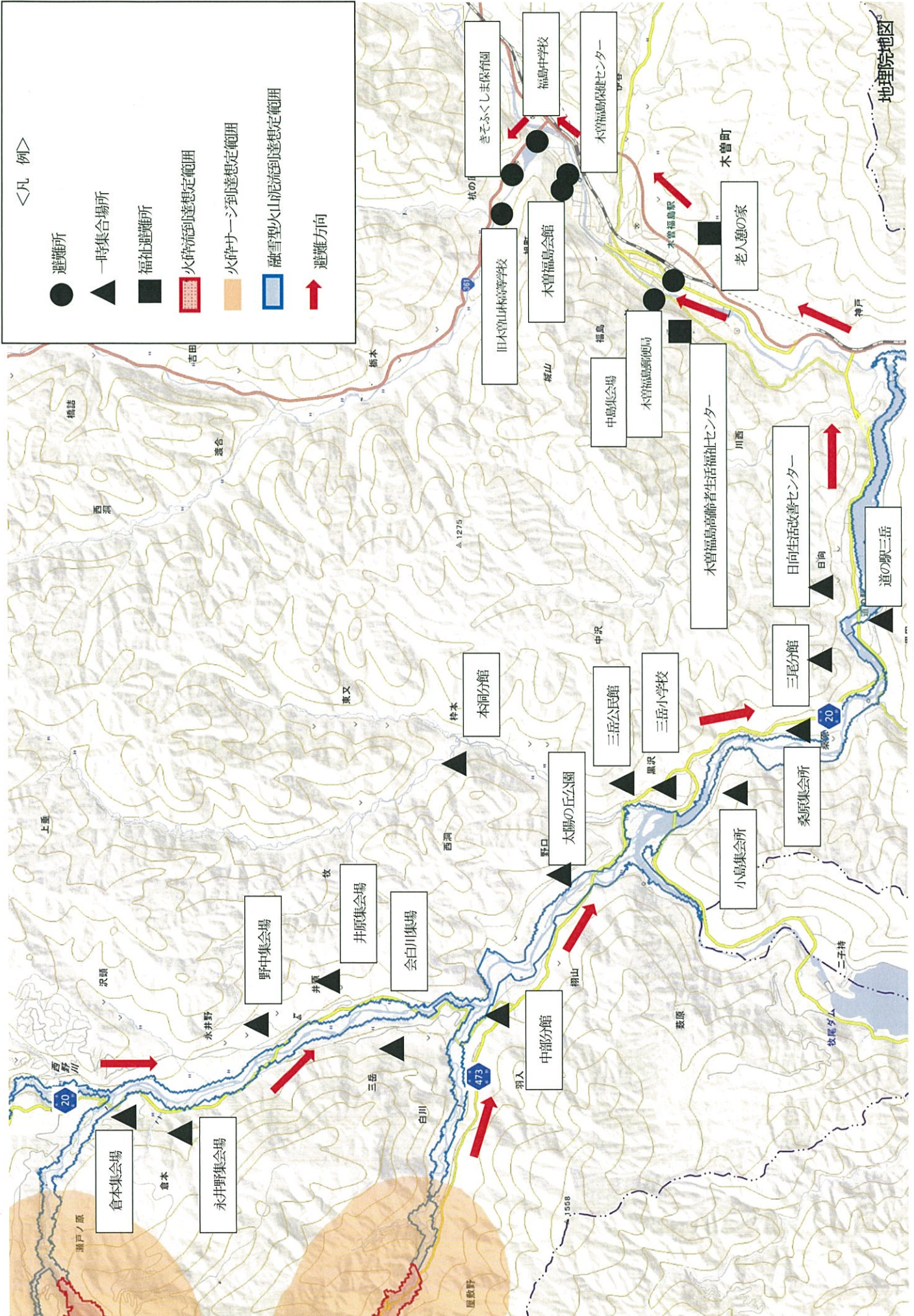
沢度地区、橋渡地区⇒三尾分館⇒（県道 20 号線⇒国道 19 号）⇒福島中学校

黒田地区⇒道の駅三岳⇒（県道 20 号線⇒国道 19 号）⇒福島中学校

日向地区⇒日向生活改善センター⇒（県道 20 号線⇒国道 19 号）⇒福島中学校

※ルート図は次ページ

【図 17】



<御嶽山噴火時の避難ルート図(王滝村)>

野口地区(池の越・瀬戸)⇒高台(山側)⇒(県道486号線⇒(村道29号線⇒村道44号線⇒村道42号線⇒村道64号線⇒県道256号線)⇒王滝小中学校体育館
 野口地区(野口)⇒野口区公民館もしくは高台(山側)⇒(県道486号線⇒(村道29号線⇒村道44号線⇒村道42号線⇒村道64号線⇒県道486号線)⇒県道256号線)
 ⇒王滝小中学校体育館

野口地区(幕島)⇒(県道486号線⇒県道256号線)⇒王滝小中学校体育館

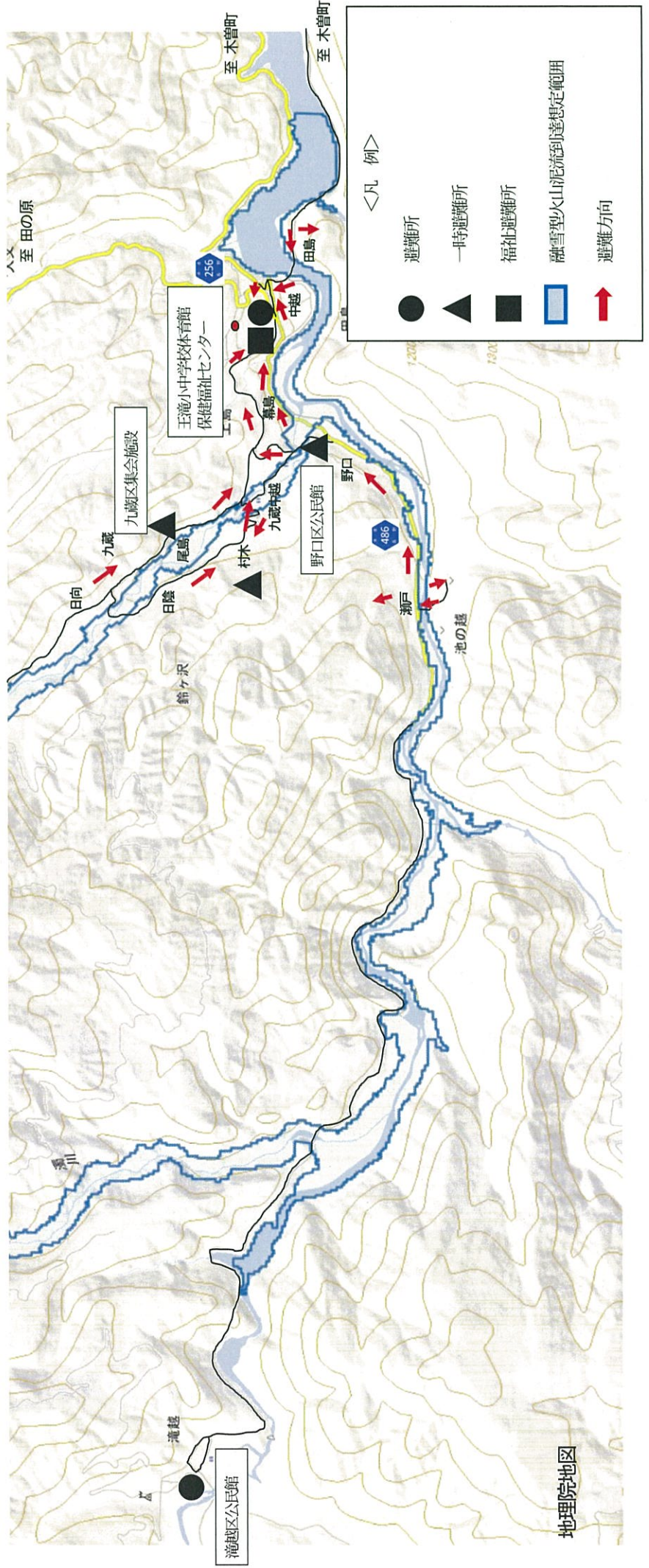
九蔵地区(尾島・日向)⇒九蔵区集会施設⇒(村道42号線⇒県道486号線⇒県道256号線)⇒王滝小中学校体育館

九蔵地区(九蔵中越・日陰)地区⇒(村道45号線⇒村道29号線⇒村道42号線⇒村道64号線⇒県道486号線⇒県道256号線)⇒王滝小中学校体育館

中越地区⇒(村道1号線・村道68号線・県道486号線⇒県道256号線)⇒王滝小中学校体育館

中越地区(田島)⇒高台(山側)⇒(村道1号線⇒県道256号線)⇒王滝小中学校体育館

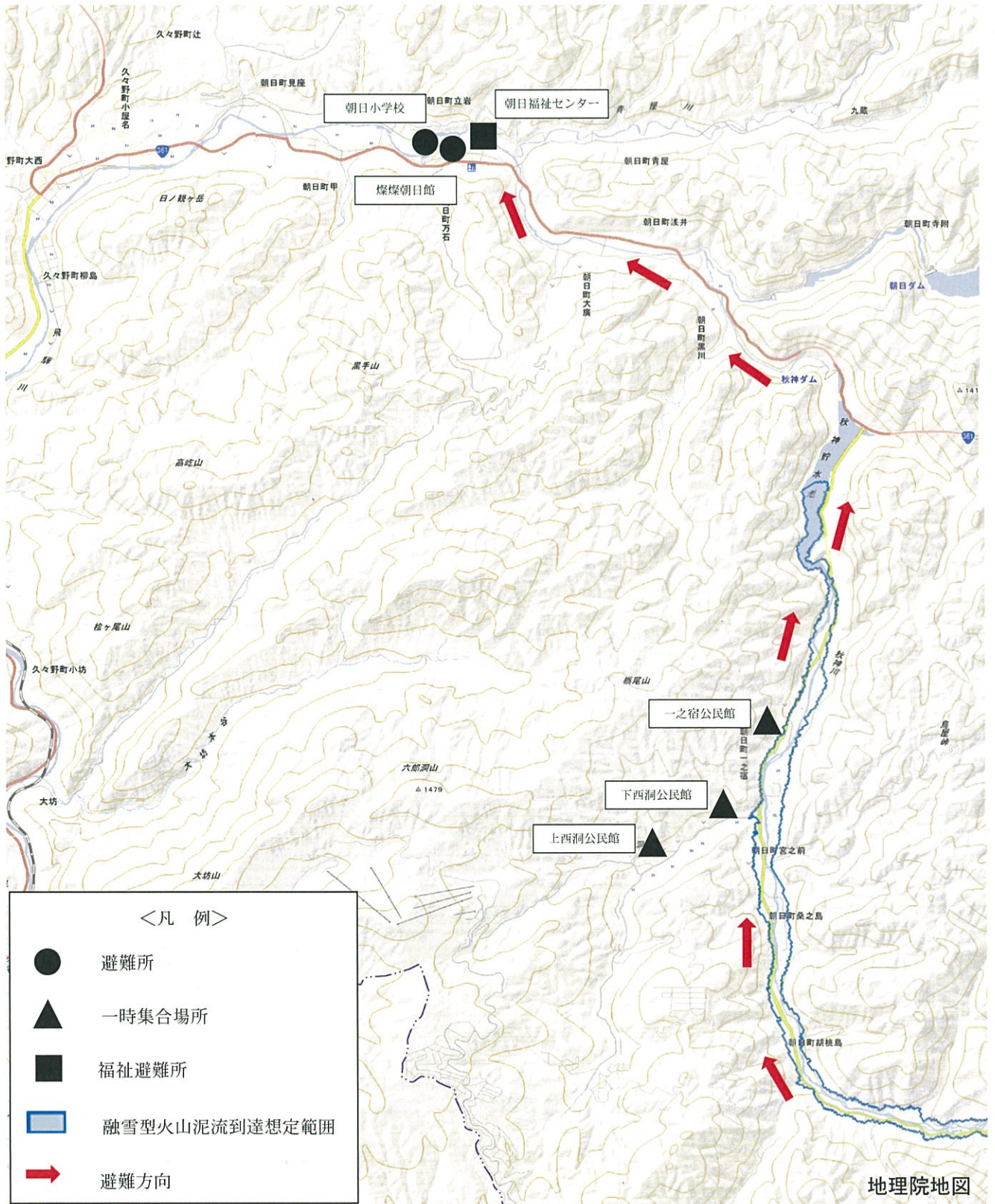
【図18】



<御嶽山噴火時の避難ルート図(高山市)>

- 一之宿地区 ⇒ 一之宿公民館 ⇒ (県道 435 号線 ⇒ 国道 361 号) ⇒ 燦燦朝日館、朝日小学校体育館
- 桑之島地区 } ⇒ 上西洞公民館・下西洞公民館 ⇒ (県道 435 号線 ⇒ 国道 361 号) ⇒ 燦燦朝日館、朝日小学校体育館
- 西洞地区 }
- 宮之前地区 }
- 胡桃島地区 }

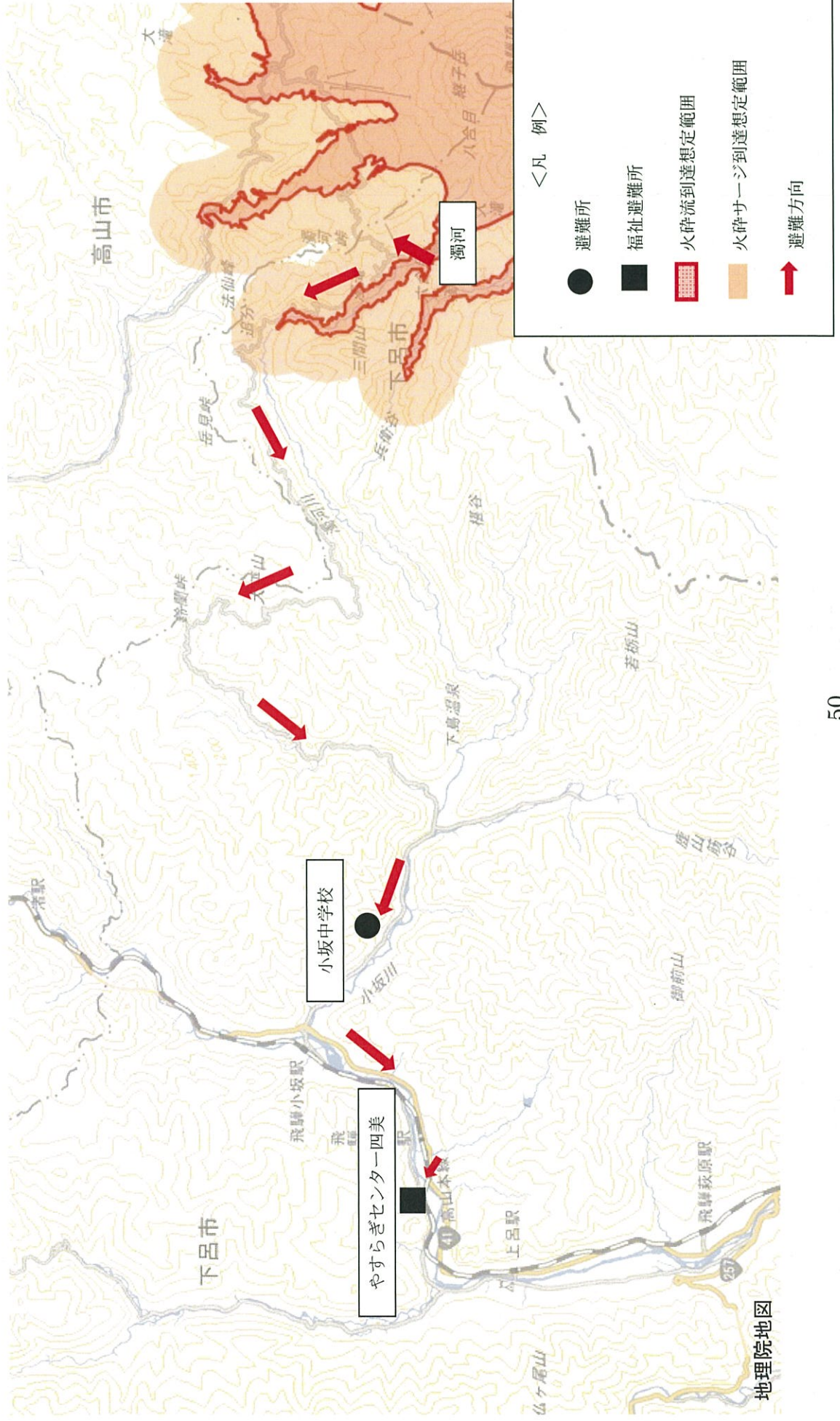
【図 19】



＜御嶽山噴火時の避難ルート図（下呂市）＞

落合地区（濁河温泉地域のみ）⇒県道 435 号線⇒県道 441⇒県道 437・441 号線⇒小坂中学校

【図 20】



<御嶽山噴火時の避難ルート図（下呂市）>

落合地区 ⇒ 落合公民館 ⇒ (県道 441 号線⇒県道 437・441 号線⇒国道 41 号) ⇒ 萩原北中学校

赤沼田地区 ⇒ 銀杏館 ⇒ (県道 437・441 号線⇒国道 41 号) ⇒ 萩原北中学校

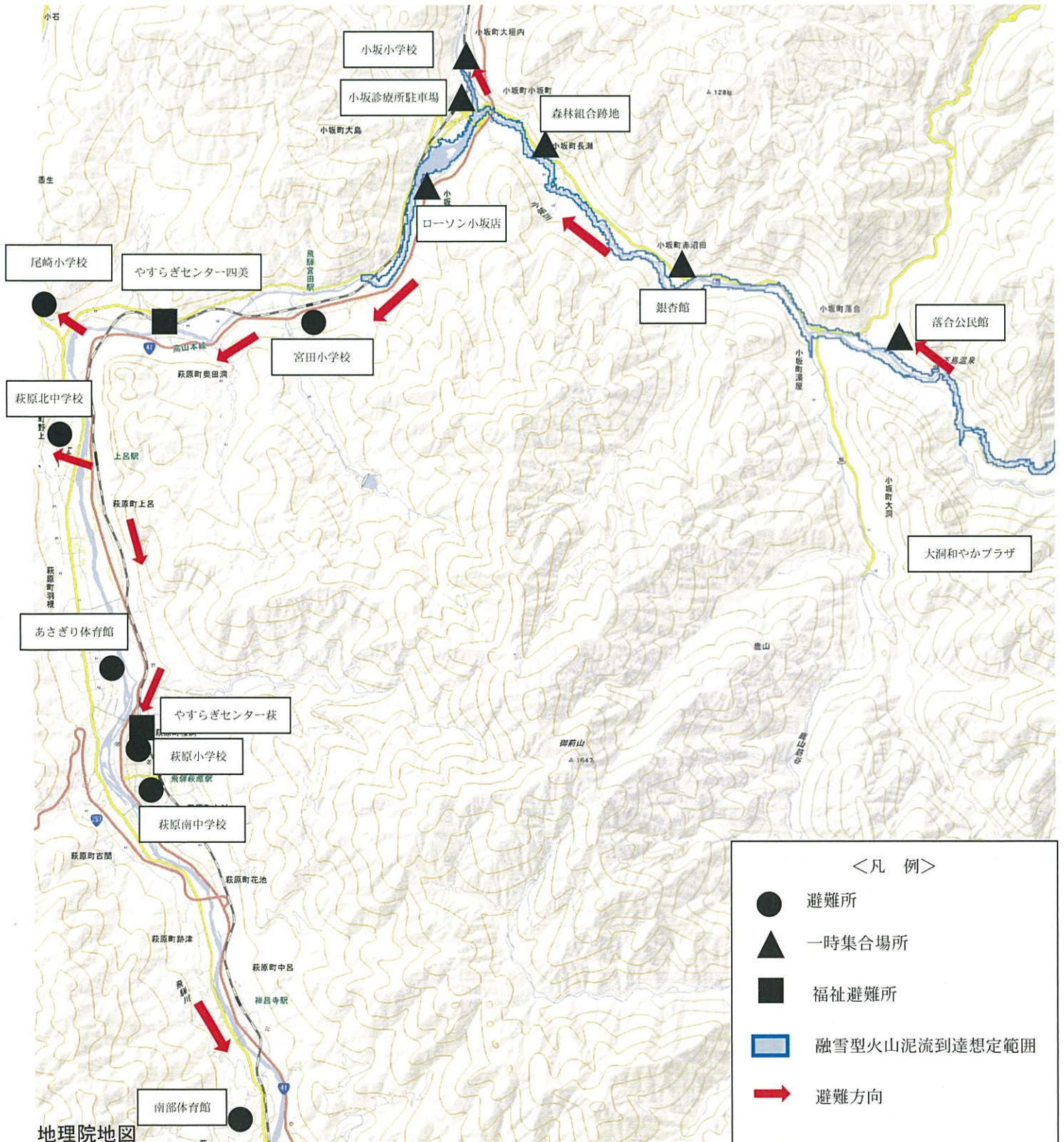
長瀬地区 ⇒ 森林組合跡地 ⇒ (県道 437・441 号線⇒国道 41 号) ⇒ 宮田小学校

小坂町地区 ⇒ 小坂小学校 ⇒ (市道小坂町大垣内線⇒国道 41 号) ⇒ 萩原南中学校

坂下地区 ⇒ ローソン小坂店 ⇒ (国道 41 号⇒県道 88 号線) ⇒ 南部体育館

大島地区 ⇒ 小坂診療所駐車場 ⇒ (県道 88 号線) ⇒ あさぎり体育館

【図 21】



④避難手段

避難手段は各市町村の実情による。

市町村は、避難対象地区を踏まえ、一時集合場所（バスの集結場所など）をあらかじめ定めておく。あらかじめ定めた避難ルートについて、輸送路として利用の適否について確認する。避難ルートが被災している場合は、代替ルート及び代替輸送手段を確保する。

⑤孤立地域への対応

(a) 孤立対象地域

ハザードマップで示されている「警戒が必要な範囲」の外に位置する地域の中には「警戒が必要な範囲」を通過しないと生活ができない地域も含まれる。これらの地域は噴火現象発生時において、地域内に留まることがより安全であることから、避難勧告等の発令対象地域とはしていないが、道路の通行規制等により孤立する恐れがある。孤立の恐れがある地域を【表 20】で示す。

通行規制に伴う孤立対象地域（地区一覧）

【表 20】

市町村	ブロック名	孤立対象地区	孤立時期
木曾町（三岳）	三岳 A	瀬戸ノ原	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		倉本	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		白川	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		小奥	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		沢頭	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		永井野	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		野中	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		井原	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
	三岳 C	羽入	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		藪原	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		大洞	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		田中	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		野口	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
	三岳 D	中切	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		三津屋	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		牧	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		上垂	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		東又	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		西洞	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
	三岳 E	梓本	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
小島		噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）	
上条		噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）	
大半場		噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）	
王滝村	九蔵地区	村木	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
	滝越地区	滝越	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
高山市（朝日町）	鈴蘭高原	鈴蘭高原	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
下呂市（小坂町）		湯屋	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）
		大洞	噴火警戒レベル 5 発表時（積雪期）

※実際の火山活動の状況や通行規制の実施状況により、孤立対象地域は異なる場合がある。

(b) 孤立地域対策

孤立はただちに生命に危害を与えるものではないが、住民の生活に大きな影響を及ぼすため、深刻な事態が想定されるなど状況によって、避難等の対応が必要になる。市町村は、孤立地域が発生した場合には、火山活動の状況を踏まえつつ、適切な時期を見極め、バス等による避難を検討する。また、孤立地域の避難のタイミングの検討にあたっては、気象庁、火山専門家、道路管理者等との連携を密に行うものとする。道路等が被災して通行できない場合、または、噴火の危険性が依然高まっている等、陸路を利用した避難が困難なときは、ヘリによる救助等を検討するものとする。

(2) 登山者への対応

①登山者避難の考え方

ハザードマップにより大きな噴石、小さな噴石、火砕流(火砕サージ含む。)、融雪型火山泥流の影響が及ぶ範囲のうち、噴火警戒レベル3以下の場合に、気象庁から併せて発表される「警戒が必要な範囲」を基に市町村長が設定する警戒区域の内側が避難対象区域となる。

避難対象区域にいる登山者は、警戒区域外の緊急避難場所へ避難する。

なお、想定火口域が広範囲であることから、想定火口域の南側に位置する剣ヶ峰南西斜面(同心円の中心は79-7火口)及び北側に位置する継子岳(同心円の中心は継子岳山頂)を噴火口と想定して避難ルート(【図22】～【図24】)を作成したが、実際の噴火等により発表される「警戒が必要な範囲」は、噴火場所により異なる。このため、噴火が発生した場合には、火山灰や噴石等から遠ざかる方向へ避難する必要がある。

また、平成26年9月27日の噴火による被災等により避難場所として利用できない建物を除き、被災していない建物は「緊急避難場所」、被災しているが噴石等から一時的に身を守る場所として利用できる建物は「一時緊急避難場所」として区別している。

②登山者の把握

(a) 登山計画書(登山届)による把握

現在、長野県、岐阜県において、様々な方法で登山計画書(登山届)を受け付けている。御嶽山に関する登山計画書(登山届)の提出方法は以下のとおりである。

- ・オンラインによる届出(コンパス等)
- ・各登山口での登山計画書(登山届)投函用のポスト
- ・長野県では警察本部においても、登山計画書を郵送等で受付(平成28年7月から受付は、長野県観光部及び木曾地方事務所)
- ・岐阜県では防災課及び警察本部地域課等においても、登山届をメール、FAX、持参又は郵送にて受付

登山計画書(登山届)の提出を各種の広報媒体により、登山客に周知徹底するとともに、他県側に下山することも考えられるため、両県の市町村及び関係機関での緊急時における共有体制について検討する。→共有する機関：市町村、県、警察、消防、県山岳遭難防止対策協会等

登山計画書(登山届)の提出をより簡易かつ管理しやすくするために、スマートフォンや携帯電話、インターネットを使用した届出等の促進を検討する。

(b) 観光関係団体との連携

観光協会や宿泊施設等にも協力を求め、登山計画書(登山届)の提出を促進するとともに、観光事業者等との情報連絡体制を構築し、緊急時における登山者の情報把握に努める。

③誘導員の確保

市町村は、山小屋関係者、山岳ガイド等との避難誘導に関する協力体制を構築する。

市町村は、火山活動状況に応じて警察署、消防署・消防団、森林管理署、索道事業者等の協力を求める。

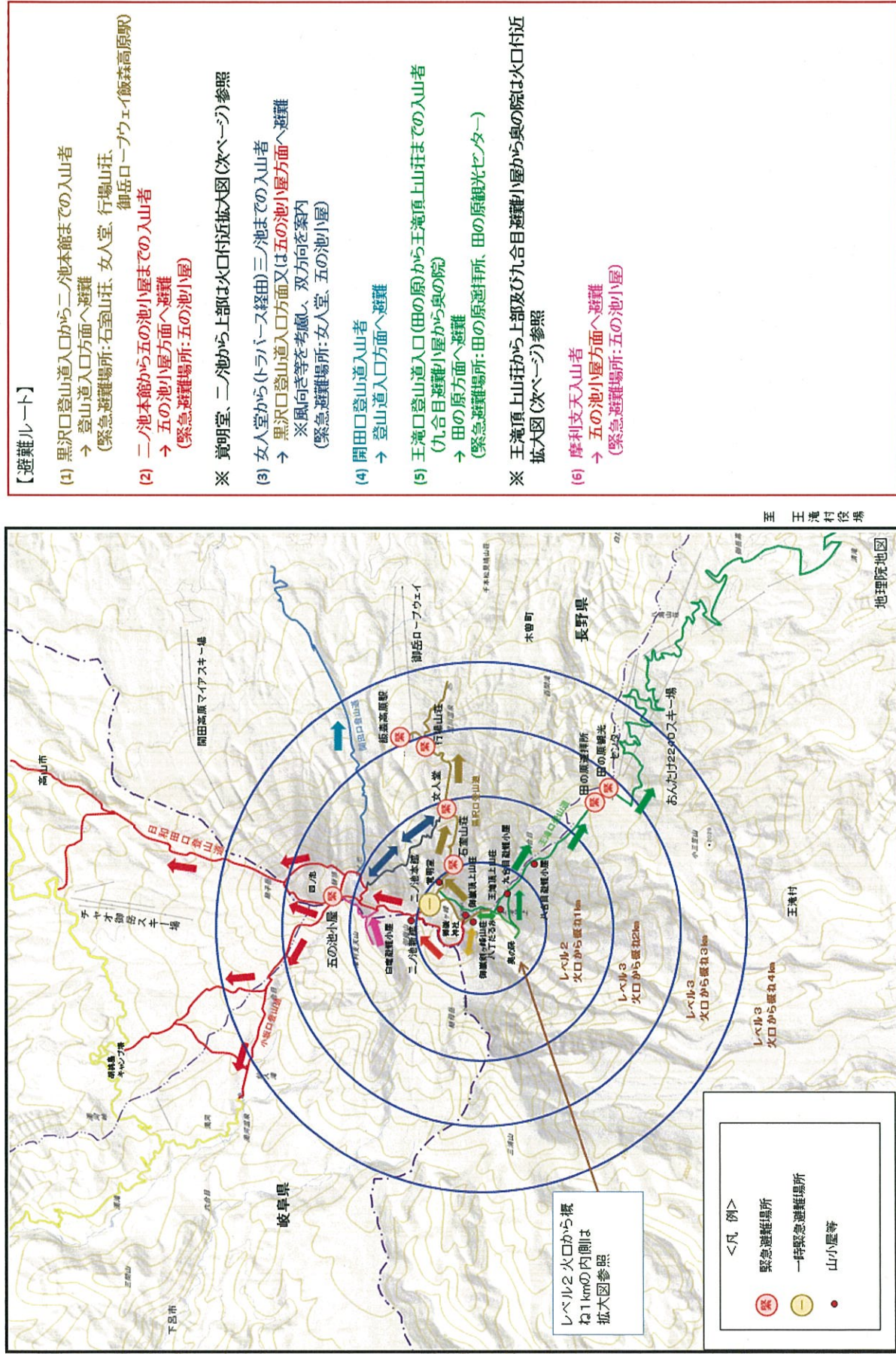
④誘導経路・誘導方法

登山者への緊急情報の伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール等あらゆる手段を用いて情報伝達を行う。

市町村は、噴火地点や噴火が予想される箇所や領域について県、気象庁、専門家、山小屋等の施設関係者からの情報収集に努め、登山者が可能な限り速やかに危険なエリアから離れることができるよう避難経路を指定し、避難誘導者に対して情報伝達を行う。

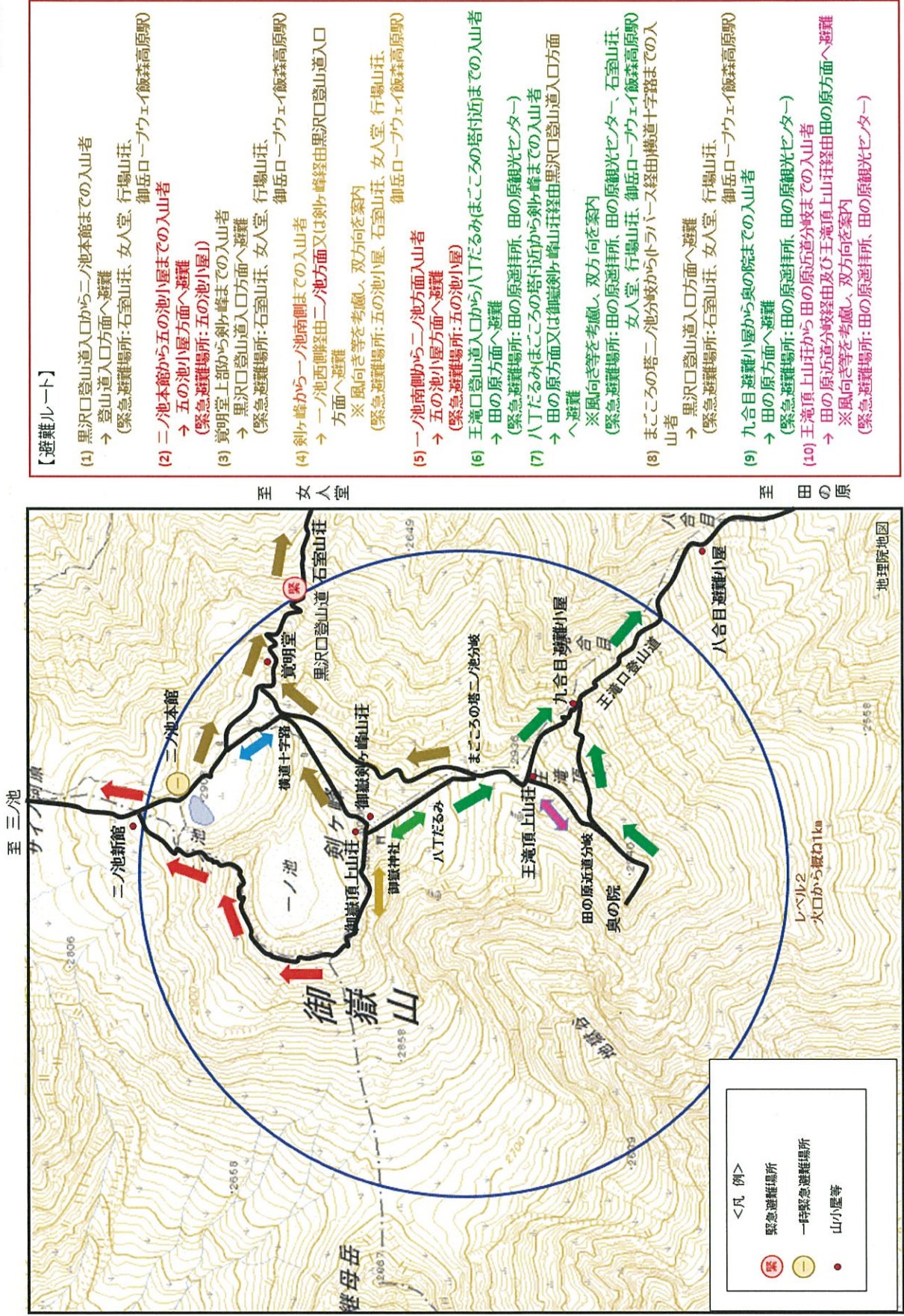
＜登山者の避難ルート図【剣ヶ峰南西斜面から噴火した場合（全体図）】＞

【図 22】



＜登山者の避難ルート図【剣ヶ峰南西斜面から噴火した場合（火口付近拡大図）】＞

【図 23】

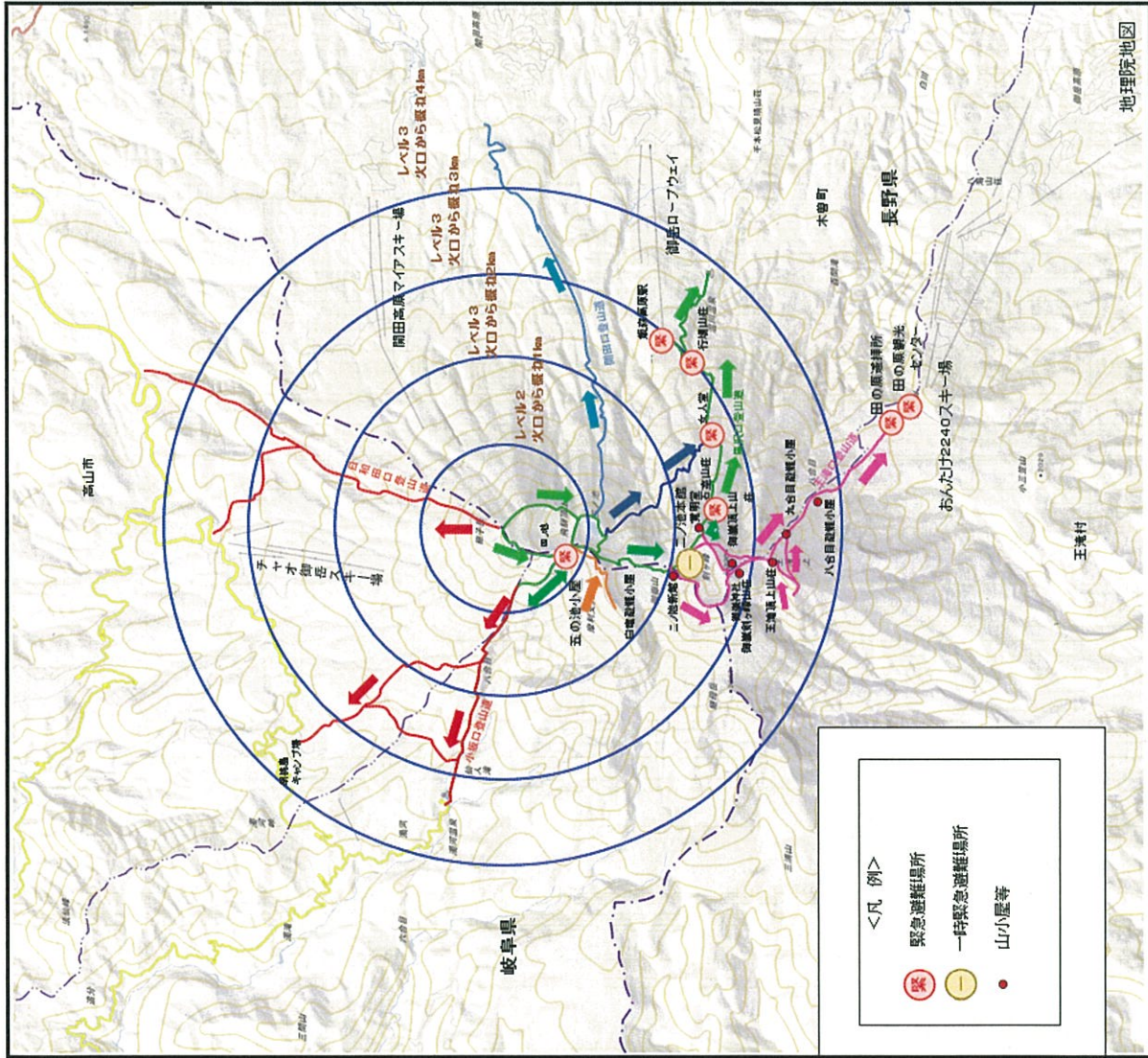


- 【避難ルート】
- (1) 黒沢口登山道入口から二ノ池本館までの入山者
→ 登山道入口方面へ避難
(緊急避難場所: 石室山荘, 女人堂, 行場山荘, 御岳ロープウェイ飯森高原駅)
 - (2) 二ノ池本館から五の池小屋までの入山者
→ 五の池小屋方面へ避難
(緊急避難場所: 五の池小屋)
 - (3) 覚明堂上部から剣ヶ峰までの入山者
→ 黒沢口登山道入口方面へ避難
(緊急避難場所: 石室山荘, 女人堂, 行場山荘, 御岳ロープウェイ飯森高原駅)
 - (4) 剣ヶ峰から一ノ池南側までの入山者
→ 一ノ池西側登山道方面又は剣ヶ峰經由黒沢口登山道入口方面へ避難
※ 風向き等を考慮し、双方向を案内
(緊急避難場所: 五の池小屋, 石室山荘, 女人堂, 行場山荘, 御岳ロープウェイ飯森高原駅)
 - (5) 一ノ池南側から二ノ池方面入山者
→ 五の池小屋方面へ避難
(緊急避難場所: 五の池小屋)
 - (6) 王滝口登山道入口から八丁だるみまごころの塔付近までの入山者
→ 田の原方面へ避難
(緊急避難場所: 田の原通拝所, 田の原観光センター)
 - (7) 八丁だるみまごころの塔付近から剣ヶ峰までの入山者
→ 田の原方面又は御蔵剣ヶ峰山荘經由黒沢口登山道入口方面へ避難
※ 風向き等を考慮し、双方向を案内
(緊急避難場所: 田の原通拝所, 田の原観光センター, 石室山荘, 女人堂, 行場山荘, 御岳ロープウェイ飯森高原駅)
 - (8) まごころの塔二ノ池分岐からトラバース經由横道十字路までの入山者
→ 黒沢口登山道入口方面へ避難
(緊急避難場所: 石室山荘, 女人堂, 行場山荘, 御岳ロープウェイ飯森高原駅)
 - (9) 九合目避難小屋から奥の院までの入山者
→ 田の原方面へ避難
(緊急避難場所: 田の原通拝所, 田の原観光センター)
 - (10) 王滝頂上山荘から田の原近道分岐までの入山者
→ 田の原近道分岐經由及び王滝頂上山荘經由田の原方面へ避難
※ 風向き等を考慮し、双方向を案内
(緊急避難場所: 田の原通拝所, 田の原観光センター)

＜登山者の避難ルート図【継子岳から噴火した場合】＞

【図 24】

- 【避難ルート】
- (1) 小坂口登山道「濁河温泉」・「胡状島キャンプ場」から八合目付近以西までの入山者
→ 小坂口登山道入口方面へ避難
 - (2) 小坂口登山道八合目付近以西から飛騨頂上までの入山者
→ 五の池小屋又は小坂口登山道入口方面へ避難
※風向き等を考慮し、双方への避難を案内
(緊急避難場所: 五の池小屋)
 - (3) 日和田口登山道入口から継子岳以北までの入山者
→ 日和田口登山道入口方面へ避難
 - (4) 日和田口登山道継子岳以南から三ノ池までの入山者
→ 五の池小屋、二ノ池、黒沢口登山道方面へ避難
(緊急避難場所: 五の池小屋)
 - (5) 三ノ池から(二ノ池経由)覚明堂まで(二ノ池から(横道)十字路
経由)覚明堂上部までも含む)の入山者
→ 黒沢口登山道入口又は王滝口登山道田の原方面へ避難
(緊急避難場所: 石室山荘、女人堂、田の原避難所、
田の原観光センター)
※風向き等を考慮し、双方への避難を案内
覚明堂から(女人堂経由)黒沢口登山道入口までの入山者
→ 黒沢口登山道入口方面へ避難
(緊急避難場所: 石室山荘、女人堂)
 - (7) 女人堂から(トラバース経由)三ノ池までの入山者
→ 黒沢口登山道入口方面へ避難
(緊急避難場所: 女人堂)
 - (8) 王滝口登山道入口から(例)ヶ峰、一ノ池(西側)経由)一ノ池北側
までの入山者
→ 田の原方面へ避難
(緊急避難場所: 田の原避難所・田の原観光センター)
 - (9) まこころの塔二ノ池分岐から(トラバース経由)横道十字路まで
の入山者
→ 田の原方面へ避難
(緊急避難場所: 田の原避難所・田の原観光センター)
 - (10) 九合目避難小屋から奥の院までの入山者
→ 田の原方面へ避難
(緊急避難場所: 田の原避難所・田の原観光センター)
 - (11) 開田口登山道入口方面へ避難
→ 登山道入口方面へ避難
 - (12) 摩利支天人入山者
→ 二ノ池方面へ避難



⑤登山者への救護活動

噴石・火山灰・火山ガス等により緊急に下山し、その際に負傷（被災）した登山者の応急処置や救急車の待機ポイントは原則として各登山口とする。

また、ヘリコプターによる救護活動を行う際は、下記の【表 21】、【図 25】に示すヘリポートを活用する。

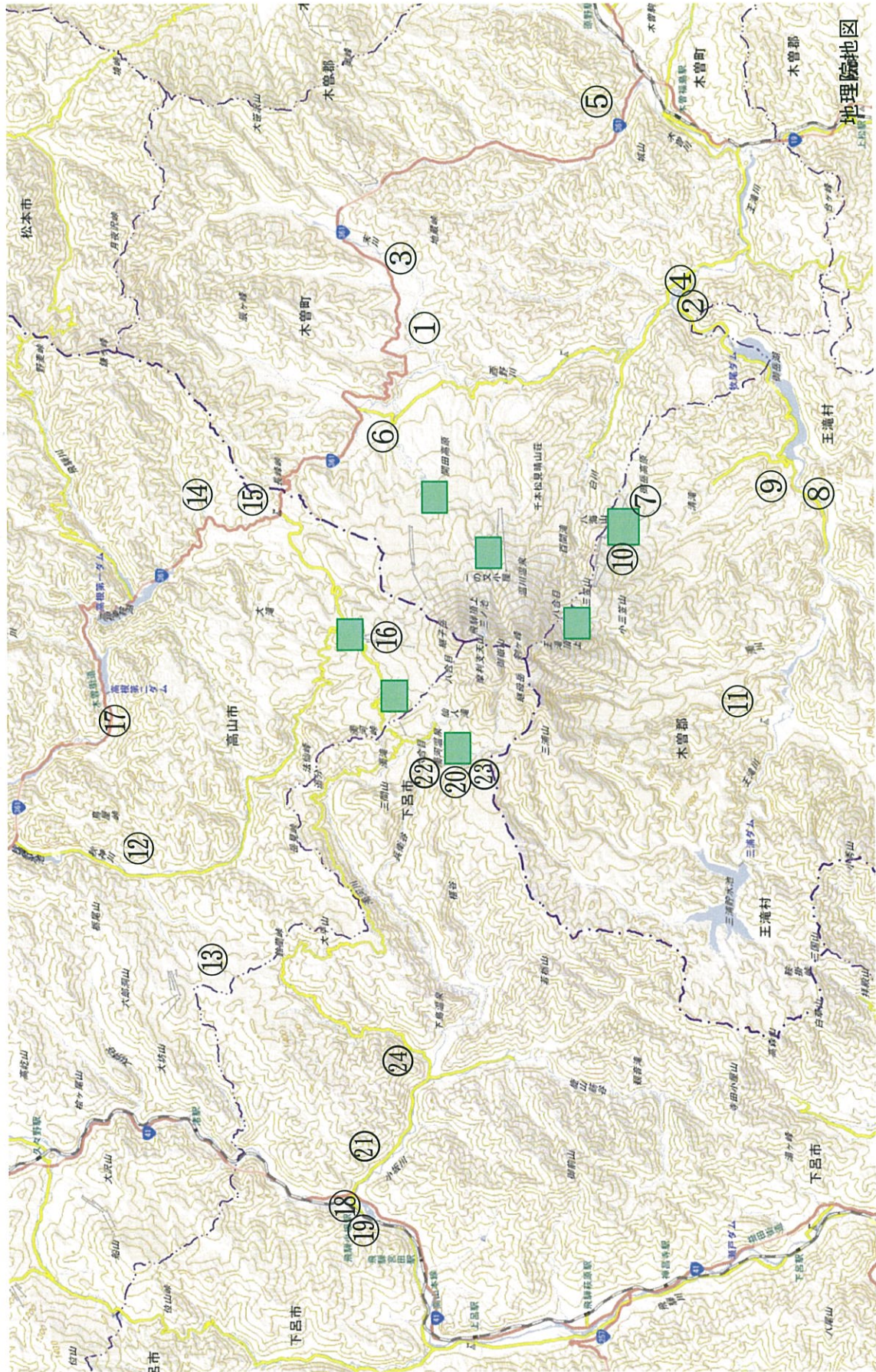
ヘリポート

【表 21】

木曾町	①	開田中学校校庭
	②	三岳野球場
	③	開田小学校校庭
	④	三岳小中学校校庭
	⑤	木曾青峰高校第2グラウンド
	⑥	開田高原体育館
王滝村	⑦	御岳高原ヘリポート
	⑧	松原スポーツ公園
	⑨	王滝小中学校校庭
	⑩	八海山駐車場
	⑪	滝越ゲートボール場
高山市	⑫	秋神グラウンド
	⑬	鈴蘭高原カントリークラブ
	⑭	飛騨高山御嶽トレーニングセンター
	⑮	高根総合グラウンド
	⑯	チャオ御岳スノーリゾート
	⑰	旧高根小学校グラウンド
下呂市	⑱	小坂防災ヘリポート
	⑲	小坂ヘリポート
	⑳	濁河温泉スポレク
	㉑	小坂ふれあいグラウンド
	㉒	濁河スキー場
	㉓	濁河温泉市営駐車場
	㉔	ひめしゃがの湯

〈へりコプター離発着場及び救急車両等の待機場所位置〉

【図 25】



〈凡 例〉 数字：数字 ○数字・●：へりポート ■：救急車両等の待機場所（登山口を想定）

(3) 観光客への対応

①観光客避難の考え方

ハザードマップにより大きな噴石、小さな噴石、火砕流（火砕サージを含む）、融雪型火山泥流の影響が及ぶ範囲のうち、気象庁から発表される「警戒が必要な範囲」を基に市町村長が設定する警戒区域の内側が避難対象区域となる。

避難対象区域内の観光施設等はただちに利用者を避難対象区域外の避難所等へ避難させた後、施設を閉鎖し、避難対象区域内に滞在する観光客は、避難対象区域外の避難所等へ避難するものとする。

なお、改正活火山法の施行によりロープウェイの停留所、ホテルや旅館・山小屋、休憩施設、スキー場やキャンプ場等の観光客が利用する施設のうち市町村地域防災計画で指定された施設の所有者・管理者は、施設の防災体制、利用者の避難誘導、避難訓練や職員への防災教育、迅速な避難のために必要な措置を内容とする「避難確保計画」の作成が義務づけられたため、各観光施設に滞在する観光客の避難方法については、それぞれの施設が作成する「避難確保計画」によるものとする。

②観光客の把握

観光事業者（観光施設、宿泊施設、旅行代理店等）、観光関係団体（観光協会等）及び交通事業者等と連携し、緊急時における観光客の把握に努める。また、緊急時に迅速な連携がとれるよう平常時からこれらの機関との情報連絡体制を構築するとともに、観光客の把握手段の多様化や把握精度の向上方法等について検討する。

③避難確保計画の作成

火山の噴火時に、迅速かつ円滑に避難するためには、観光客が利用する施設の利用者の安全を確保するための取組が重要なことから、市町村は、火口からの距離等施設の位置や、利用者数等施設の規模、施設所有者等の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、必要と考える施設を避難促進施設として市町村地域防災計画に位置付け、当該施設の施設所有者等に対し、「避難確保計画」を作成し、利用者に対する情報伝達や避難誘導等の体制を整備させる。

また、市町村は、施設所有者等から「避難確保計画」の作成・公表又は「避難確保計画」に基づく訓練の実施について報告を受けた際には、その内容について十分に検証し、必要に応じて助言・勧告を行い、より実効性の高い「避難確保計画」とするよう努める。

④外国人観光客への対応

御嶽山周辺の観光施設等には、様々な国からの観光客が訪れる。外国人観光客は、土地勘がない、日本語が理解できない、火山についての知識がない等、日本人観光客と比較し、緊急時には一層の支援を要することに留意する必要がある。そのため、各観光施設とも連携し、ピクトグラム（図記号）等の多言語コミュニケーションツールの活用、多言語表記看板の設置、複数言語によるアナウンス等、外国人観光客に配慮した防災対策について検討を行う。

9 訓練・普及啓発活動

(1) 火山防災訓練の実施

協議会の構成機関は、定期的に火山防災訓練を行うとともに、特に突発的な噴火や、登山者や旅行者も想定した訓練も実施し、その際には、山小屋、スキー場等の宿泊施設、観光施設、ロープウェイの駅舎等の交通施設等の訓練への参加についても推進する。

また、訓練により明らかとなった課題等については、本計画に反映させる等、訓練を通じた火山防災対策の充実に継続的に実施する。

(2) 火山防災教育等の普及啓発活動

県及び市町村は、火山防災マップ・パンフレット等の作成を行い、住民への配布や説明の機会を通じて火山防災の意識高揚を図るとともに、地域における自主防災組織や防災リーダーを育成するなどの取組を継続的に実施する。また、御嶽山周辺の学校に対して、出前講座の実施、パンフレットの作成・配布等を行い、火山防災に関する学校教育について積極的に支援するよう努める。

国・県・市町村は、山岳関係団体と連携協力し、登山者向けのパンフレット等の作成・配布や、山麓・山中施設における指導、登山口での情報掲示等を行い、登山者に対して安全登山とともに活火山への登山に対する意識高揚と緊急時の行動についての知識の普及・啓発を図る。併せて、観光関係団体と連携協力し、御嶽山周辺を訪れる観光客に対して火山に関する理解度の向上を図る。旅行業者や交通事業者を通じた啓発も有効であると考えられるため、これらの事業者と連携した取組についても推進する。